



鳥取県公報

平成12年12月27日(水)
号外第120号

毎週火・金曜日発行

目 次

監査公告 外部監査結果に基づき鳥取県議会議長等が講じた措置の公表 1

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、鳥取県議会議長、鳥取県知事及び鳥取県営病院事業管理者から平成10年度に係る外部監査結果（平成12年鳥取県監査委員公告第1号）に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第2項の規定により外部監査の結果に関する報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったのであわせて公表する。

平成12年12月27日

鳥取県監査委員 山 田 次 彦
同 井 上 耐 子
同 奥 田 保 明
同 松 田 一 三

1 外部監査結果に基づき講じた措置

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
<p>[鳥取県立中央病院]</p> <p>重要又は重大な合規性違反とする事項はなかった。</p> <p>医療消耗備品費及び厨房用品の予算執行に関し、その大部分が年度末に集中して行われている。</p> <p>医療消耗備品及び厨房用品は、通常平均的に消耗しその都度補填されるべきものと考えられ、年度末あるいは年度末の直前に購入すべき事態が発生し、予算を過不足なく執行することは常識的に見て不自然であると考えられる。</p> <p>委託契約についても、契約内容あるいは契約金額について、より経済性を考慮した決定をすることが望ま</p>	<p>緊急性と必要性及びそれぞれの事情を考慮して執行したものであるが、今後は、年間を通じた計画的な執行に努める。</p> <p>事務処理が機械的に継続執行されることのないよう徹底した。</p>

れる。

予算制度を基本として運営されている経営体質から、独立採算を目指す合理的な経営体質に変換するように努力されたい。

[物品の取得及び管理]

重要又は重大な合規性違反とすべき事件はなかった。

予算制度の基本に反する事項があった。
他課所の予算により購入すべき物品を、一課所の予算で購入し配布していた事実があった。

一般用品の購入につき、交付請求課所と受領課所の異なるものがあった。

金額基準からは備品とすべきものが消耗品として処理されているが、地方自治体の貸借対照表の作成の動向から、留意すべき事項であると考えられる。

監査の局面において、適切な回答をされるよう留意されたい。

[議員海外視察旅費]

重要又は重大な合規性違反とすべき事件はなかった。

結果として、経済的には有利ではあるが旅費規程どおりではない支給事例があった。

監査の局面において、適切な回答をされるよう留意されたい。

地方公営企業の経営原則である経済性と公共性を目指して、努力する。

予算制度の形骸化（年度末における大量の物品購入の集中や購入物品の他課所への配布）を是正するため、次のとおり対応した。

- ・年度末における予算の使い切りの廃止の徹底
- ・在庫管理の適正化と年間を通じた計画的な購入の徹底
- ・予算要求枠の撤廃による各課所における必要な物品購入予算の確保及び他課所への配布の禁止の徹底
- ・会計実地検査等の徹底による適正な会計事務の徹底

物品の管理における備品と消耗品の区分について、物品分類表及び運用規程の全面的な見直しを行うとともに、物品管理の徹底のため、物品の調達から管理までを集中管理する電算システムを開発し、適正な物品管理に努める。

監査の局面における適切な回答について徹底した。

適正な事務処理を徹底するとともに、平成11年12月に議会の内規を定め、今後は長時間の搭乗等特別な事情がある場合を除き、議員にはビジネスクラス運賃を基本として支給することとし、適切な航空運賃の支給を徹底した。

監査の局面における適切な回答について徹底した。

[未利用財産・貸付財産]

重要又は重大な合規性違反とすべき事件はなかった。

内容を精査し、有効に利用すべきことを検討された
い。

未利用財産の有効活用について、県有未利用地有効活用検討委員会において検討を進めるとともに、貸付財産について、近年の社会情勢や経済状況を踏まえ、貸付料の改定の検討等適切な取扱いに努める。

2 外部監査報告書に添付された意見に基づき講じた措置

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
<p>[鳥取県立中央病院]</p> <p>1 診療報酬の算定状況及び医業未収金の管理状況</p> <p>(1) 医業未収金の内部統制状況</p> <p>医業未収金の管理台帳は、保険者別（社会保険等）と個人別（患者負担分）にそれぞれ管理されているが、定期的に会計帳簿との照合が行われていない。</p> <p>(2) 医業未収金のうち社会保険等の管理状況</p> <p>鳥取県病院局財務規程によれば、医業未収金整理簿を作成し、随時照合しなければならない。医事課で保険者別（基金、国保等）に手書きの管理台帳（未収金整理簿に代わるもの）によって管理されているが、定期的に会計帳簿との照合を行っておらず、平成11年3月31日現在で、次のとおり差額が生じている。</p> <p>会計帳簿 1,014,988千円 管理台帳 1,094,643千円 差 額 79,655千円</p> <p>原因については、過年度に発生した可能性が高いが、当時の資料がないため確認できない。関係諸帳簿間の差額を解消するため、差額分を収益として計上すべきである。</p> <p>今後は、財務規程に基づく諸帳簿を作成、整理するとともに定期的に照合し、差額が発生した場合は速やかにその原因を調査し帳簿間で差額を発生させないようにする必要がある。</p>	<p>毎月、管理台帳と会計帳簿の額を照合するように改めた。</p> <p>財務規程に基づく未収金整理簿を作成し、毎月、諸帳簿間の照合を行う。</p> <p>差額分については、11年度に過年度修正益として計上し、処理した。</p>

(3) 医業未収金のうち患者負担分の管理状況

年間未納者一覧表によって年度別かつ入院外来別に管理し、さらに滞納整理票によって個人別に管理しているが、処理経過（滞納者の状況、滞納理由等）が不明確なものがあった。

今後、滞納者をなるべく発生させないように努力するとともに、処理経過をできるだけ明確に記載すべきである。

平成10年7月から滞納整理票を改め、処理経過を明確に記載している。

今後とも、処理経過を明確に記載するようにし、滞納件数の減少に努める。

(4) 審査支払機関から返戻されたレセプトの管理状況

審査支払機関から返戻されたレセプトについては、返戻整理簿によって管理しているが、過去（3年以上前）において再請求の記帳を失念したと考えられるものが多数みつかった。

返戻整理簿の未請求残高は、平成11年3月31日現在で20,437千円となっているが、その大部分が再請求済みであり記帳失念分である。今後は、保険者に再請求したかどうか確認するとともに、再請求した場合は返戻整理簿への記帳失念がないようにすること。

返戻レセプト（診療報酬明細書）の管理に当たっては、返戻整理簿への記帳漏れが生じないように管理担当者を明確にする等の事務処理の見直しを行った。

今後とも、適正な管理に努める。

2 たな卸資産の評価及び管理

(1) たな卸資産の評価について

地方公営企業法施行規則第5条により棚卸の受払は「継続記録法」で、棚卸資産の評価は、「先入先出法」か「移動平均法」での対応が定められているが、規則どおり取扱われていない。

また、使用薬品の見直し、厚生病院との共同購入の実施、在庫管理の適正化により経費の節減に努める必要がある。

在庫管理システムの導入を行い、適切な処理方法が行えるよう改善を図る。

また、薬品購入については早期に共同購入の導入を図り、経費節減に努める。

(2) たな卸資産の管理について

在庫がなくなれば購入するという方法が採られており、最適在庫量が計数的に把握されていない。

薬品の使用効率の分析を行い無駄な在庫の排除に努めることが必要である。

在庫管理システムの導入を行い、在庫管理の徹底と使用効率の向上に努める。

3 器械備品（医療用機器）の管理状況

(1) 医療機器の管理の状況について

固定資産台帳と現物との実地照合を行った結果、将来にわたって使用することはないという中央検査室所属の機器（4点）があった。不用の機器については、施設の効率的な運用及び財務内容の明瞭化の点からも早急に廃棄等処分を行うことが望ましい。

また、適正な管理を行っていく上で、固定資産台帳と備品管理シールに同一のナンバーを付記しておけば実地照合する場合にも効率的であると思われる。

(2) 保守契約の状況

腎センターの医療機器の保守点検について、現実には全ての機器が点検の対象になっているとのことであるが、「人工腎臓装置保守点検業務委託契約書」の「保守対象機器一覧」には一部の機器だけしか記載されていないので、対象機器の全てを記載すべきである。

また、契約では、毎月1回保守点検が約定されているが、点検実施を確認する資料が保管されておらず、実施されたか否かの確認ができない状況であった。

医業責任を明確にするためにも、契約に基づく保守点検の実施に関する証明資料を入手し、保管すべきである。

(3) 不用品の処分について

平成11年4月1日から7月21日までの間に廃棄処分した機器が56件（帳簿価格18,381,100円）あるが、廃棄に関する書類が全く作成されていない。年度末に一括して「不用品処分伺書」を作成し、事務手続き及び帳簿上の会計処理を行うとのことである。

財務規程第60条でその都度処理するよう定められており、今後は規定どおりその都度処理すべきである。

また、処分方法及び処分業者等の記録が全くないので、購入から処分までの顛末がわかるように記録して残しておく必要がある。

不用品については、廃棄処分等適正処理を行う。

また、備品管理に当たっては備品管理シールにナンバーを付記し、適正な管理に努める。

今後は、契約書を整理し、契約どおりの保守点検が実施されるように改める。

今後は、規定どおり適期において適確に処理するように改める。

また、処分方法及び処分業者等の記録については、顛末がわかるように記録するように改める。

4 医業費用

(1) 給与費（損益分岐点計算）

中央病院の限界利益率は71.34パーセント

平成12年4月から特殊勤務手当の廃止、減額等の見

と算定でき、損益分岐点売上高は9,127,842千円である。この結果、当年度の総収益の2.8パーセント(249,062千円)増の収益が必要となるが、自治体病院経営指標における限界利益率(医業収支が黒字の病院)68.75パーセントを上回る良好な限界利益率でありながら、結果として赤字が発生するという事は、固定費特に給与費が多額であると考えられる。

収益に占める給与比率は52.4パーセントであり、自治体病院経営指標の同比率が44.0パーセントであることからこのことが明らかである。

(2) 退職給与引当金の繰入れ

平均値での算出であるが、平成11年3月31日現在の退職給与の債務は約55億円程度と想定される。

退職給与引当金は、将来の病院経営を踏まえ適切な引当計上をする必要がある。

(3) 薬品費

中央病院と厚生病院との薬の購入単価の比較を行った結果、比較対象の16品目全てで中央病院の方が安価に購入していた。

厚生病院が中央病院の単価で購入した場合、4,742,929円の節減が図れる。

県立病院の薬品の購入単価が不均一という状況は、今後何らかの検討が必要と考えられる。

(4) 診療材料費

診療材料購入額の約70パーセントを上位2社の業者が占めており、必ずしも適当な競合状態にあるとはいえない。

その中でも、高額な心臓ペースメーカーは、取引の弊害がないよう2社の業者より半々程度を購入しているが、公道価格と購入価格の差は、8～10パーセントである。

高額な診療材料については、選定委員会を開催しているとのことであるが、委員会の構成員は病院内関係者のみであり病院局関係者等の第三者を選定委員に加えることも検討する必要があると考える。

直しを行ったところであるが、今後は、外部委託の推進を図り、効率的な運営体制の確立を図る。

今後、退職給与引当金のあり方について検討する。

両病院における共同購入方式を早期に導入する。

今後とも、適切な購入を行う。

心臓ペースメーカーについては、埋込時だけでなく、埋込後の外来診察時における維持及び管理にも製造会社のプログラマーの立会が必要であり、使用機種を増やすことは、診療効率を著しく低下させることになり、患者へのサービス面にも影響が及ぶことから困難である。

選定委員会の構成については、検討する。

(5) 給食材料費

給食部門の採算性は、赤字部門と考えられるが、早急に部門別管理を導入し、有効な対策を講ずるべきである。

間接費（厨房用品購入）の予算執行額が3月に大半（48パーセント）を占めており、予算消化の姿勢と推定される状況が見受けられた。

間接費の購入手続について、本来病院で作成すべき購入伺書が業者の見積書と複写作成されており、手続上問題であると考ええる。

(6) 医療消耗備品費

医療消耗備品の購入業者は上位2社でその年間購入額の85パーセントを占めており、しかも上位1社で56パーセントにも達している。診療材料についても43パーセントを占めていることからみても、取引業者を増やすなど有効な仕入政策の採用を検討することが望ましい。

医療消耗備品費の当年度予算額2,300万円を過不足なく全額執行している。（前年度も同様な状況である。）この執行状況をみると、手術器具滅菌コンテナの購入額9,185千円（執行額の40パーセント）は平成11年3月19日となっており、年度末における予算消化の姿勢があると推定される。

(7) 修繕費

病院局財務規程に「固定資産の価値が増加するような改良拡張費は、当該固定資産に含める。」とあるが、現状は修理内容・金額の如何にかかわらず、修繕費として支出されている。病院側では、「修繕費」として予算執行する方が簡単であり、新規に買替え購入するよりも費用的にも安く、医療機器も現状に対応することが出来るとのことである。

また、「修繕伺書」の修理理由に記載されている機器の取得年月日が実際の修理物件と

経営分析に当たっては、部門別原価管理が有効であり、システム化に向けて検討中である。

緊急性と経済性（更新時期等）を考慮し執行したものであるが、今後は、年間を通じた計画的な執行に努める。

指摘以後改めた。

共同購入方式の導入、対象業者の拡大等を検討し、より有利な仕入に努める。

緊急性と経済性（業務体制の見直し等）を考慮して執行したものであるが、今後は、年間を通じた計画的な執行に努める。

医療用機器については、経費節減のため耐用年数を経過したものについても修繕により機能保持が可能なものは修繕し、長期間使用するよう努めるとともに、価値の増加するものについては、再評価する。

また、管理についても台帳と備品シールに同一ナンバーを記する等により、適正な備品管理に努める。

相違するものがあった。

備品管理ナンバーを付しておけば間違いも起こらないし、修理回数及び修理累計金額の把握もでき、機器の更新の際の参考にもなるものと思われる。

(8) 賃借料

支出負担行為書 (H10年4月1日伺) 院内緑化鉢借上について

開札筆記の内容において、

A社 882,000円 (落札) 決定

B社 1,470,000円

C社 1,470,000円 の結果が出ている。

B社・C社の入札価格が同一であること、また、A社の落札価格がB社及びC社の入札価格のちょうど60パーセントであることから、偶然発生する可能性が一般的に極めて低いものと考えられ、不自然な入札結果であると思われる。

タクシー・チケットについて

(イ) タクシー・チケットの別途負担について

警備員室よりの発給分について、別途負担(用途外使用)が散見され、緊急時対応ということを徹底すべきである。

(ロ) タクシー・チケットの管理について

総務課保管のタクシー協同組合からの受入分について交付簿が作成されているが、交付日時の記入が不完全である。

タクシー・チケット新冊受入時に交付簿に記番しておき、交付時にチェック後支給すること。

警備員室交付分については、総務課職員の署名又は押印である。備考欄に警備員の署名又は押印を受けることが望ましい。

(ハ) タクシー・チケットの使用について

乗車人及び乗車区間の記入の無いものが多いが(事務局や警備員室よりの支給が多い)、記入につき注意を促すことが必要である。

(9) 委託費

適正な入札を行い、落札者を決定したものであり、応札額について推測することは困難である。

今後、業者を追加する等も検討するとともに、このような事態が発生した場合、業者からの事情聴取を行う等毅然とした態度で対応したい。

今後は、緊急呼出し以外は交付しないこととした。

交付簿への適正な記載、チケットの番号順の交付及び警備員への交付時の署名又は押印を徹底させた。

使用年月日、時間、乗車人及び乗車区間の記入の周知徹底を図った。

また、交付の際にも、記入の注意を促すこととした。

警備保障について

サービス人員の減と契約金額の減の割合が対応していないと思われる。

H10年4月1日契約分 計 23,429,700円

減額 1,763,835

改訂 21,665,865 であ

ったが、新年度(11年度)は、17,115,000円となっており、前年度においても契約額について協議が必要ではなかったかと思われる。

被ばく線量当量測定について

報告書にバッチ未返却者の記載があるが、測定につき実施を継続させる注意が必要であると考えられる。

医療費請求等計算業務委託契約

委託契約書に記載のある出力帳票で、

17.高度医療稼働集計 1部 年1回9月

18.高度医療稼働明細書 1部 年1回9月

は実際には出力されていない。

しかし、委託作業完了通知書(平成10年度7～9月分)に添付されている出力帳票には記載があり、納入年月日(9月14日)の記入が行われていることは不可解である。契約内容と実際の出力帳票が異なる場合は、契約金額の見直しが必要である。

また、契約書を機械的に作成し、継続することのないように見直し、確認をすべきである。

消火設備点検結果について

消火設備点検結果については適宜処理対応が検討されているが、看護婦宿舍の「防火扉」の制御盤不良による扉閉鎖不良の指摘については、「前回(9年度下期)から指摘されているが、修理には制御盤の取替が必要であり経費がかかるため今回も修理しない。」との記入がある。

経費見積もりは、感知器等を含め100万円弱とのことである。人身に係わる問題であるため検討が必要であると思われる。

減額の額については、業者との協議の上に決定したものであるが、病院側も確認(試算)しており、妥当な額と判断している。

平成11年度の落札価格は業者が異なっており、また、過去の経緯から想像もつかないほど安い価格であり、比較するには困難であるが、今後、市場価格に十分注意する。

今後このようなことがないよう、該当する職員に対して厳重に注意を行うとともに、業者に測定に出す際に確認することとした。

今後、事務処理が機械的に執行されることのないよう十分留意するとともに、実態に合うよう委託契約の内容を改めた。

平成12年度に予算計上し、平成12年12月末までには工事が完了する予定である。

(1) 院内処方

厚生省の医薬分業に関する指導にかかわらず、院内処方が増加している傾向にある。患者の利便性ということであるが、厚生省の指導事項に反する結果となることが果たして県立病院の立場から好ましいものであるかどうか不明である。

患者負担金の増及び利便性の問題から、患者の意向を尊重し対応している。

今後は、院内での掲示等によりPRを行うとともに、薬剤師会等関係機関との連携を図りながら、院外処方の推進に努める。

6 医業外収益

(1) 他会計繰入金

地方公営企業法第17条の2の規定に基づく一般会計からの繰入金は、平成8～10年度の3年間で3,704,126千円となっているが、3期分の純損失の合計は、1,530,962千円となっている。

このことは、不採算部門等についての収支補填がなされているにもかかわらず赤字となっていることであり、一般会計において負担すべき経費を除いた部分についての独立採算が求められていることから、能率的な経営が行われているかどうかを真剣に検討しなければならない。

自治体病院は地域医療や救急医療及び医療水準の向上を図るため、採算のとれない医療を行うことも多いと考えるが、看護単位のとりの方などの職員配置の問題、民間より給与水準が高いことなど、効率的運営が行われているかどうかについて、あらゆる視点で点検を行い、徹底した能率性と合理性・経済性への取り組みが必要である。

鳥取県立病院中・長期構想に基づいて経営健全化に取り組んでいるところであるが、指摘の点を踏まえ、今後さらに、効率的な運営体制の構築に向けて努力する。

(2) その他医業外収益

中央病院医療サービス振興会は、病院内の医療サービスを事業目的とする任意団体であるが、その収入源は自販機設置の手数料収入と食堂、売店、理容室等のサービス施設の貸付収入であり、支出は病院に対して面積割による規定の行政財産使用料と大部分預り金処理している業者負担の電気水道料、給湯料及び冷暖房使用料である。

サービス振興会の収支決算書によれば平成10年度は700万円程度の繰越剰余金が計上されているが、病院事業の収益改善を図るため、

サービス振興会は、病院内の医療サービス（特に患者サービス部門）をより充実させるため、玄関先への生け花、分煙機やコイン式洗濯機の設置、ボランティア活動や健康セミナー及び各種講演会への支援等の事業を行っており、患者からも好評を得ているところである。

平成12年度は、かねてから要望のあった院内案内表示及び掲示板の設置等を中心に直接患者サービスにつながる事業を拡充し、年度末に剰余金が発生することのないよう事業計画を策定して、患者サービスの一層の向上に寄与することとした。

サービス振興会と業者との契約ではなく病院と業者との契約に変更することも検討すべきではなからうかと思われる。これに伴う条例などの改正が必要であれば併せて検討すべきである。

サービス振興会の今後のあり方及びその対応については、引き続き検討する。

[物品の取得及び管理の状況]

1 物品の受払管理

(1) 総務部・管財課

物品請求書に記載されているコード番号と物品出納簿、物品整理簿及び職員別備品貸与簿に記載されているコード番号が異なるものが多数見受けられた。

物品コード番号を定めている物品分類表(昭和39年作成)が実態に合わなくなっているため、現在の物品の状況に対応するように全面的に見直す。また、適正な事務処理について職員に徹底した。

(2) 出納局

鳥取県物品事務取扱規則第3条の規定により、物品分類表(コード番号表)が昭和39年に作成されたが、現在の複雑な物品の種類には対応できず、陳腐化してしまっている。

物品管理システムの開発に併せて、物品分類表を全面的に見直す。

鳥取県出納局事務決裁規則別表第3によれば、1件500万円未満の支出負担行為については課長専決事項となっているが、物品請求書の購入伺欄に押印がないものが見受けられた。

適正な事務処理について職員に徹底した。

物品出納簿の帳簿に記入する際に鉛筆を用いたり、修正する際に修正液又は印なしの二重線で行っている例が多数見受けられた。

適正な事務処理について職員に徹底した。

物品のうち、備品についてはコード番号によって管理しているが、連番管理はなされていない。また、備品台帳のような一覧表が作成されておらず、さらに物品整理簿及び職員別備品貸与簿には金額が記載されていないため、十分な管理がされているとは言い難い。

物品出納簿、物品整理簿及び職員別備品貸与簿の適切な記載を徹底した。

今後は物品管理システムを開発し、物品の適切な管理を行う。(平成14年度システム導入予定)

(3) 警察本部・警務部・会計課

不用品処分について、決定がなされた後速やかに物品整理簿に払出の処理を行わなければならないが、記載されなかった例が見受け

必要な訂正を行った。

適正な事務処理について職員に徹底した。

られた。

(4) 物品の分類

10年度の物品請求書を照査した結果、その他の需用費の科目で消耗品として処理されていた次の物品は取得価格から見ても2万円以上となっているので、備品とすべきではないか。また、ヘリコプターの予備部品の管理についても検討を要する。(管財課 ハイラインブラシマット他)

農林水産部大規模活性化プロジェクト推進室において次の科目で予算執行されているものは、施設財産の取得価格に追加されるもの、あるいは個別に財産として管理すべきものとするのが適当であると考えられる。

備品購入費 とっとり花回廊取水曲管他
その他需用費 県立フラワーパーク花壇苗

物品分類表では、ビデオ・テープ、ビデオ・ディスク及びフロッピー・ディスクは、録画されたものやプログラム等の記録されたものも含めて消耗品として分類されているが、現在のようにソフトウェアの重要性が高まり、金額的にも高額になっていることもあり、一定の基準を設けて備品とすることが妥当と考えられる。

当年度に備品購入費の科目で備品として処理されたソフトウェアが次のとおりあった。
(森林保全課 保安林台帳管理システム他)

一方、当年度に委託料の科目で消耗品として処理されていたソフトウェアには、次のものがあつた。(大規模活性化プロジェクト推進室 県立フラワーパーク映像ソフト他)

このように、ソフトウェアの処理方法が統一されておらず、早急に改善すべきである。

(5) 備品

備品については、出納局会計課で物品出納簿が作成されているが、当年度に備品購入費で支出された次の備品の物品出納簿が作成されていなかった。(保険課 デスクトップパ

物品の管理における備品と消耗品の区分について、物品分類表(昭和39年作成)が実態に合わなくなっているため、その全面的な見直しを行うとともに、運用規程の見直しを行う。また、高額な消耗品や特殊な物品等について、一定の管理基準を設ける。

直ちに物品出納簿を作成した。

ソコン)

また、次の物品出納簿について、取得先の誤記があり訂正を要する。(警察会計課機動隊 スチール棚)

警察本部運転免許課について、物品出納簿、物品整理簿及び職員別備品貸与簿を照合した結果、次の物品の10年度末の数量に開差があり、11年4月1日に物品整理簿の数量調整を行っているが完全には一致していない。(片袖机他)

土木部都市計画課の次の物品について、物品整理簿の交付年月日の誤記があった。(ガラス戸棚)

備品の現物確認は、4年に1回程度、出納局において行っているという説明は受けたが、現物確認をした証跡が残されておらず、業務実施の証跡を残すよう改善すべきである。

物品出納簿の記載にさいし、減価償却欄及び評価欄は当分の間記載を省略し、処分等の際に帳簿価格を必要とする場合にのみ使用することとなっているが、今後備品についてもバランスシートに記載する必要もあり、固定資産の統合的なシステムを電算化する計画とも併せ、能率的かつ正確な出納管理ができるよう早急に検討を行うことが必要である。

2 物品貸与の管理

財団法人鳥取県観光事業団の貸付契約に数量及び名称の誤りがあった。

とっとり花回廊レストラン用物品について、貸付用に購入したものを貸付契約書に記載していない。

とっとり花回廊の映像ソフトについては、今後の貸借対照表作成の動向を考慮すると備品として固定資産計上するのが妥当な処理と考えられる。

東郷湖羽合臨海公園の管理備品の貸付契約で期間更新の手続きが行われていなかった。

あやめ池スポーツセンターの貸付物品整理表の取得金額の未記入及びコード番号の誤り。

直ちに訂正した。

平成10年度末までの事務処理において備品返納、交付手続き等において記帳漏れがあり差が生じていたが、平成11年4月に訂正記帳を行うとともに、指摘後に再調査を行った結果、数量は一致していた。今後は適切な記帳を徹底する。

直ちに訂正した。

今後実施するものについては、実施結果を記録することとした。

物品管理システムを開発し、物品の一元的管理、減価償却等を含めた適切な管理を行う。
(平成14年度システム導入予定)

直ちに訂正した。

直ちに訂正した。

物品分類表(昭和39年作成)及び運用規程の全面的な見直しを行う。

適正な事務処理について、職員に徹底した。

適正な事務処理について、職員に徹底した。

県民文化会館の貸付物品物品出納簿の金額の未記入。

直ちに記入した。

3 用品購入の管理

(1) 電卓、コーヒー等の消耗品を年度末に大量に購入し、在庫として抱えたり、他の課所に配布している。

計画的な購入及び在庫管理の適正な実施並びに物品の購入数量を当該所属で使用する必要量に限ることを職員に徹底した。

(2) 一般用品の購入管理

電卓の購入状況を見ると、中部の電卓購入数が多く、しかも2～3割割高である。共同購入など経済的な購入も検討すべきである。

必要量の購入を徹底するとともに、予定価格の設定については東部及び西部との均衡を図っていく。

電卓を課所で使用する目的以外に、各課所が余分に保有している。

必要量の計画的な購入と在庫管理を適正に行うよう徹底した。

4 用品交付請求管理

(1) 用品交付請求が年度末に集中しており、予算消化の姿勢があるとされても否定できない状況であると考えられる。

年度末の予算消的な執行とならないよう、年間を通じた計画的な交付請求を徹底した。

(2) 用品交付請求一覧表の請求課所名の訂正及び訂正後の課所の職員への交付。用品交付請求一覧表の受領印の押印漏れ。

平成11年度以降は、用品の交付に当たっては請求課の職員による受領印を確認して交付するよう徹底した。

5 予定価格の算定について

用品入札の際の予定価格について、定価は変わらないのに予定価格が上昇した品目、定価は下落しているのに予定価格が上昇している品目があった。

平成12年度以降、適切な入札事務の執行を徹底した。

[議員海外視察旅費]

結果として、経済的には有利ではあるが旅費規程どおりではない支給事例があった。

(旅費規程)

議員には最上級運賃を支給

(指摘事例)

正副議長 = ファーストクラス

議員 = ビジネスクラス を支給

適正な事務処理を徹底するとともに、平成11年12月に議会の内規を定め、今後は長時間の搭乗等特別な事情がある場合を除き、議員にはビジネスクラス運賃を基本として支給することとし、適切な航空運賃の支給を徹底した。

[公有財産の内の未利用財産・貸付財産]

1 未利用財産について

(1) 売却可能な財産について

ア 売却検討中のものについて、処分が決定していないものが大部分である。

県有未利用地有効活用検討委員会において早急に方針を決定するものとし、売却処分が決定したものについては、速やかに売却手続を進める。

イ 直ちに売却可能なものについては、財産評価審議会の「適正価格」の決定手続の迅速化等を図ることが必要である。

売却決定したものについては、計画的に財産評価審議会に諮問し、速やかに売却手続を進めるよう徹底した。

[不落札]

(元) 高槻市職員住宅

直ちに県有未利用地有効活用検討委員会で検討を行い、平成12年7月に財産評価審議会へ再諮問し、平成12年11月に再度一般競争入札を行ったが再度不落札となった。今後さらに取扱いを検討する。

[時価等との乖離]

警察本部職員宿舍跡

岩美署岩本駐在所跡

警察本部職員宿舍跡については、売却処分決定がなされておらず、財産評価審議会に諮問されていないので適正価格は出ていないが、県有未利用地有効活用検討委員会で処理方針を継続して検討する。

岩美署岩本駐在所跡については、売却方針を決定しており、公共事業との調整を行った後に財産評価審議会に諮問する。

ウ 売却決定した未利用地は管財課が集中管理し、一括して売却手続をとることが望ましい。

速やかに境界確定等処分に必要な事務手続を行った後、管財課が引継ぎを受け、同課において一括して売却手続を進める。

(2) 売却不能な財産について

公益的施設に関わるものがあれば、無償又は減額して譲渡すれば、より有効活用できるであろうと思われるものもある。

今後各市町村等の公共団体が公用又は公共用に供するため土地等を必要とする場合については、必要に応じて無償又は減額した価額による譲渡を検討する。

(元) 東郷湖羽合臨海公園関連用地

相当規模の一団の土地であり、大規模な公共施設をはじめ住宅地の造成等様々な用途に利用が可能である。また、将来公共用地が必要となった場合には、適地確保の困難も予想されることから、中長期的な視点に立ち、地元等の意見も聴きながら、活用方法について継続して検討を行う。

(元)鳥取保健所浜村分室跡地

地元の町と協議をし、買取り希望の有無や、無償又は減額した価額による譲渡が可能かどうか等を検討し、早急に処分手続を行う。

2 貸付財産について

(1) 観光地に所在する財産の跡地については、当該観光地の観光業者の団体あるいは自治体と開発計画について協議を行っているもの、周辺開発事業と一体として調整中のものがあり、その進展は非常に緩慢である。

中長期的視点に立ち、地元等の意見も聴きながら有効活用等を検討していく。

(2) 「近傍類似の評価額」は今後売却などを検討する場合に必要であり、「無償貸付につき不詳」又は「特別措置により貸付料を決定したので不詳」である状況は改善されるべきである。

無償貸付等の場合も貸付財産の適正な価額を把握する。

(3) 貸付料については、契約更改時に現状に即した見直しを行うことも必要である。

貸付料の減額措置を行っているものについては、現段階では現行措置を継続する。

長期間にわたり貸付料の改定を行っていないものについては、貸付料の改定を検討する。